

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 3 号

（名称）株式会社アマナ

（法人番号 1010701000676）

上記被審人に対する令和 5 年度（判）第 1 6 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

第 1 主文

- 1 被審人に対し、別紙 1 に掲げる事実のうち、表の番号 1 及び同 3 ないし同 1 9 に掲げる各事実につき、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。
 - (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 8 0 0 万円
 - (2) 課徴金の納付期限 令和 6 年 4 月 9 日
- 2 別紙 1 に掲げる事実のうち、表の番号 2 に掲げる事実につき、被審人は、法第 1 8 5 条の 7 第 7 項ただし書に該当する。

第 2 事実及び理由

- 1 主文第 1 項について
 - (1) 課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実
別紙 1 のとおり（ただし、表の番号 2 に掲げる事実を除く。）
 - (2) 法令の適用
別紙 2 のとおり

(3) 課徴金の計算の基礎

別紙3のとおり

2 主文第2項について

法第185条の7第7項ただし書に該当する理由は、別紙4のとおり

令和6年2月8日

金融庁長官 栗田 照久

別 紙 1

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都品川区東品川二丁目2番43号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されていた（令和6年1月29日上場廃止）会社である。

被審人は、売上及び売上原価の過大計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出したものである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる上記各事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記各事実が認められる。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年8月22日	第49期（平成30年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成30年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲64,264千円であることを▲6,995千円と記載	売上の過大計上
2	令和2年3月31日	第50期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に係る有価証券報告書	平成31年1月1日～令和元年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲299,606千円であることを▲223,806千円と記載	売上及び売上原価の過大計上

3	令和4年 8月22日	第50期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成31年1月1日～令和元年12月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	経常利益が ▲80,241千円であるところを14,323千円と記載	売上及び売上原価の過大計上
4	令和4年 8月22日	第51期第2四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲434,364千円であるところを▲276,299千円と記載	当四半期前の売上及び売上原価の過大計上
5	令和2年 12月23日	第51期第3四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲930,214千円であるところを▲767,392千円と記載	当四半期前の売上及び売上原価の過大計上
6	令和4年 8月22日	第51期第3四半期（令和2年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲930,214千円であるところを▲767,392千円と記載	当四半期前の売上及び売上原価の過大計上
7	令和3年 3月31日	第51期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲983,606千円であるところを▲802,948千円と記載	当期前の売上及び売上原価の過大計上
8	令和4年 8月22日	第51期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲983,606千円であるところを▲802,948千円と記載	当期前の売上及び売上原価の過大計上

9	令和3年 5月14日	第52期第1四半期（令和3年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和3年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲947,897千円である ところを▲761,221千 円と記載	当四半期前 の売上及び 売上原価の 過大計上
10	令和4年 8月22日	第52期第1四半期（令和3年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和3年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲947,897千円である ところを▲761,221千 円と記載	当四半期前 の売上及び 売上原価の 過大計上
11	令和3年 8月13日	第52期第2四半期（令和3年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和3年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲972,045千円である ところを▲772,547千 円と記載	当四半期前 の売上及び 売上原価の 過大計上
12	令和4年 8月22日	第52期第2四半期（令和3年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和3年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲972,045千円である ところを▲772,547千 円と記載	当四半期前 の売上及び 売上原価の 過大計上
13	令和3年 11月12日	第52期第3四半期（令和3年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和3年1月1日～同年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲311,965千円である ところを▲260,755千 円と記載	売上及び売 上原価の過 大計上
			令和3年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲198,707千円である ところを33,159千円と 記載	

14	令和4年 8月22日	第52期第3四半期（令和3年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和3年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲198,707千円であるところを33,159千円と記載	当四半期前の売上及び売上原価の過大計上
15	令和4年 3月30日	第52期（令和3年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	令和3年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲22,305千円であるところを82,507千円と記載	売上及び売上原価の過大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 90,321千円であるところを375,791千円と記載	
16	令和4年 8月22日	第52期（令和3年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	令和3年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲22,305千円であるところを82,507千円と記載	売上及び売上原価の過大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 90,321千円であるところを375,791千円と記載	
17	令和4年 5月13日	第53期第1四半期（令和4年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和4年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲180,125千円であるところを120,809千円と記載	当四半期前の売上及び売上原価の過大計上

18	令和4年 8月15日	第53期第2四半 期（令和4年4 月1日～同年6 月30日）に係る 四半期報告書	令和4年1月 1日～同年6 月30日の第2 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲208,754千円である ところを▲157,159千 円と記載	売上及び売 上原価の過 大計上
			令和4年4月 1日～同年6 月30日の第2 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲196,225千円である ところを140,838千円 と記載	
19	令和4年 11月11日	第53期第3四半 期（令和4年7 月1日～同年9 月30日）に係る 四半期報告書	令和4年1月 1日～同年9 月30日の第3 四半期連結累 計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲591,818千円である ところを▲535,969千 円と記載	売上及び売 上原価の過 大計上
			令和4年7月 1日～同年9 月30日の第3 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲595,710千円である ところを▲254,391千 円と記載	

(注) 金額は千円未満切捨てである。

別紙 2

法令の適用

別紙1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条の2第1項、第7条第1項

表の番号4、同6、同10、同12及び同14の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第4項、第7条第1項、
第185条の7第6項

表の番号5の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第7項本文

表の番号7の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第7項本文

表の番号8及び同16の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条の2第1項、第7条第1項、
第185条の7第6項

表の番号9、同11、同13、同17及び同18の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号15の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号19の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、
第185条の7第6項及び第14項

別紙 3

課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第49期事業年度（平成30年1月1日から同年12月31日まで）の有価証券報告書に係る令和4年8月22日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額264,825円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号3の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第50期事業年度（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）の有価証券報告書（以下「第50期有価証券報告書」という。）に係る令和4年8月22日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額244,268円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号5及び同7の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第51期事業年度（令和2年1月1日から同年12月31日まで）第3四半期（令和2年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第51期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第51期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第51期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を
乗じて得た額

第51期第3四半期報告書	207,597円
第51期有価証券報告書	211,107円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第51期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する
額である3,000,000円

第51期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第51期第3四半期報告書及び第51期有価証券報告書が、いずれも既に法第185条の7第1項の規定により一以上の課徴金の納付命令の決定（令和4年12月12日付け、第51期事業年度第2四半期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第51期第2四半期報告書」という。）に対する課徴金の納付命令の決定。以下「第51期継続開示書類に対する既決定」という。）がされた被審人の継続開示書類と同一の事業年度（第51期事業年度）の継続開示書類における一以上の課徴金の納付命令の決定に係るものであることから、法第185条の7第7項本文の規定により、同項第1号によって算出した額6,000,000円から同項第2号によって算出した第51期継続開示書類に対する既決定に係る課徴金の額を合計した額3,000,000円を控除した額3,000,000円を第51期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第51期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,000,000 \text{円}$$

$$\begin{aligned} & \text{第51期有価証券報告書に係る課徴金の額は} \\ & 3,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 2,000,000 \text{円} \end{aligned}$$

となる。

表の番号4、同6及び同8の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第51期第2四半期報告書、第51期第3四半期報告書及び第51期有価証券報告書に係る令和4年8月22日提出の各訂正報告書ごとに算出した額（以下「第51期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

{	第51期第2四半期報告書の訂正報告書	194,725円
	第51期第3四半期報告書の訂正報告書	207,597円
	第51期有価証券報告書の訂正報告書	211,107円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第51期第2四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第51期第3四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第51期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第51期第2四半期報告書、第51期第3四半期報告書及び第51期有価証券報告書に係る令和4年8月22日提出の各訂正報告書が、いずれも被審人の

同一の事業年度（第51期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第51期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

$$\begin{aligned} & \text{第51期第2四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は} \\ & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 1,500,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{第51期第3四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は} \\ & 6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 1,500,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{第51期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は} \\ & 6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 3,000,000 \text{円} \end{aligned}$$

となる。

表の番号9、同11、同13及び同15の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第52期事業年度（令和3年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（令和3年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第52期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和3年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第52期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和3年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第52期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第52期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第52期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第52期第1四半期報告書	198,891円
第52期第2四半期報告書	197,688円
第52期第3四半期報告書	201,805円
第52期有価証券報告書	202,529円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第52期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第52期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第52期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第52期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第52期第1四半期報告書、第52期第2四半期報告書、第52期第3四半期報告書及び第52期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第52期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第52期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第52期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第52期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000円

第52期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000円

第52期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000円

となる。

表の番号10、同12、同14及び同16の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第52期第1四半期報告書、第52期第2四半期報告書、第52期第3四半期報告書及び第52期有価証券報告書に係る令和4年8月22日提出の各訂正報告書ごとに算出した額（以下「第52期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第52期第1四半期報告書の訂正報告書	198,891円
第52期第2四半期報告書の訂正報告書	197,688円
第52期第3四半期報告書の訂正報告書	201,805円
第52期有価証券報告書の訂正報告書	202,529円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第52期第1四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第52期第2四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の

1に相当する額である3,000,000円

第52期第3四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の

1に相当する額である3,000,000円

第52期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第52期第1四半期報告書、第52期第2四半期報告書、第52期第3四半期報告書及び第52期有価証券報告書に係る令和4年8月22日提出の各訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第52期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第52期訂正報告書に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第52期第1四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第52期第2四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第52期第3四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第52期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

表の番号17、同18及び同19の各事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第53期事業年度（令和4年1

月 1 日から同年12月31日まで) 第 1 四半期 (令和 4 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで) に係る四半期報告書 (以下「第53期第 1 四半期報告書」という。)、同事業年度第 2 四半期 (令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで) に係る四半期報告書 (以下「第53期第 2 四半期報告書」という。) 及び同事業年度第 3 四半期 (令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで) に係る四半期報告書 (以下「第53期第 3 四半期報告書」という。) ごとに算出した額 (以下「第53期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。) は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の 6 を乗じて得た額

第53期第 1 四半期報告書	192, 358円
第53期第 2 四半期報告書	192, 893円
第53期第 3 四半期報告書	192, 174円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000円

を超えないことから、

第53期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000円の 2 分の 1 に相当する額である3, 000, 000円

第53期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000円の 2 分の 1 に相当する額である3, 000, 000円

第53期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000円の 2 分の 1 に相当する額である3, 000, 000円

となる。

ここで、第53期第 1 四半期報告書、第53期第 2 四半期報告書及び第53期第 3 四半期報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度 (第53期事業年度) に係るものであることから、法第185条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000円を第53期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第53期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第53期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第53期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

となるが、第53期第3四半期報告書については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第185条の7第14項の規定により、

2,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である1,000,000円となる。

法第185条の7第7項ただし書に該当する理由

- 1 被審人は、別紙1（ただし、表の番号2に関する部分に限る。）のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある第50期有価証券報告書を提出したものである（法第172条の4第1項、第24条第1項）。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる上記事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

- 2 法第172条の4第1項の規定により、被審人の第50期有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額244,268円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

ここで、第50期有価証券報告書が、既に法第185条の7第1項の規定により一以上の課徴金の納付命令の決定（令和4年12月12日付け、第50期事業年度第2四半期（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期報告書及び同事業年度第3四半期（令和元年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書に対する課徴金の納付命令の決定。以下「第50期継続開示書類に対する既決定」という。）がされた被審人の継続開示書類と同一の事業年度（第50期事業年度）の継続開示書類における一以上の課徴金の納付命令の決定に係るものであって、法第185条の7第7項第1号によって算出した額6,000,000円が同項第2号によって算出した第50期継続開示書類に対する既決定に係る課徴金の額を合計した額6,000,000円を超えないため、同項ただし書に該当し、第50期有価証券報告書については課徴金の納付を命ずることができない。